

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第9号

平成27年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月9日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成27年12月18日（金）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	高	橋	昭	男	議員	2番	加	藤	克	明	議員	
3番	中	村	喜	一	議員	4番	小	林	昭	子	議員	
5番	五	十	嵐	惠	千	子	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	川	上		力	議員	
9番	堀	越	利	雄	議員							

不応招議員（なし）

## 平成27年第4回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成27年12月18日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第6号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第7号議案 吉川松伏消防組合行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第8号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会会議規則の一部を改正する規則

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	高橋昭男	議員	2番	加藤克明	議員
3番	中村喜一	議員	4番	小林昭子	議員
5番	五十嵐惠千子	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	鈴木勉	議員	8番	川上力	議員
9番	堀越利雄	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原惠人
副管理者	会田重雄
監査委員	小島伊紀
消防長	酒井誠
会計管理者	相川勘造
次長兼総務課長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	黒田信浩
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	伊藤嘉則

---

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎
書記	麻生悠樹

○堀越利雄議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

---

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○堀越利雄議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより平成27年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○堀越利雄議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○堀越利雄議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○堀越利雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、

2番 加藤克明 議員

3番 中村喜一 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○堀越利雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○堀越利雄議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成26年度出納整理期間中の4月、5月分及び平成27年度4月から7月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○堀越利雄議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、平成27年第4回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、3点の行政報告をさせていただきます。初めに、吉川南1号車運用開始について申し上げます。吉川南分署に配備されておりました災害対応水槽付消防ポンプ自動車を更新し、「吉川南1号車」として12月1日より運用を開始したものでございます。この車両は圧縮空気泡消火システムを搭載し、救急消防援助隊の登録車両となっております。

2点目、吉川予防車運用開始について申し上げます。消防本部に配備されておりました吉川予防車を更新し、1BOXタイプの車両室内を予防活動に必要な構造となるようにいたしまして、「吉川予防1号車」として11月24日に運用を開始したものでございます。特徴といたしましては、後部

座席にテーブルや可動式の座席を装備し、車内で火災調査活動が行える構造となっております。なお、車両本体につきましては、吉川松伏防火安全協会から寄贈されたものでございます。

3点目、吉川市消防団第13分団車両運用開始について申し上げます。当該車両につきましては、平成27年10月21日に納車となりまして、第13分団の消防団員に対して取扱説明会を実施し、10月25日より運用を開始したものでございます。

また、これまで導入いたしました消防団車両とは形態が異なっておりまして、消火活動のみならず、油圧救助用資機材などを積載し、さらに幅広い災害活動が期待される多機能型消防団車両となっているものでございます。

以上で行政報告を終わります。



### ◎一般質問

○堀越利雄議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、8番、川上力議員の質問を許可します。

通告第1号、8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 おはようございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私がお聞きしたい点は1点でございます。10月8日に松伏町の築比地におきまして火災が発生いたしました。こちらの火災は、地域の方も、爆発を伴うような火災ということで、SNNなんかに結構市民、町民の方が投稿されたりして、大変に近隣の方も心配をされた事案でございます。

私としましては、このような火災が起こった経緯等について、こちらの出動から消火までの状況とか、また出火の原因ですね、こういったヤードと言われるような、車を解体するような施設だったと認識しておりますが、そのような施設が管内にどの程度あって、どんなような状況になっているのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

あわせて、4点目に載せておりますが、ちょっとこれは新聞報道で見たのですけれども、こういった消防法令で定める予防活動というのが、非常に人員不足等もあって、なかなか行き届かないと。消防庁としては、広域で連携し合ってやるようにしていくというような報道をちょっと見ましたものですから、こちらの組合として、そういったことは今後考えているのかという点につきまして、お聞きをしたいというふうに思います。

○堀越利雄議長 ただいまの8番、川上力議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸井田勉予防課長。

○戸井田 勉予防課長 川上議員のご質問にお答えいたします。

10月8日、松伏町築比地の火災についてのうち、1番目の出動から消火までの状況でございますが、平成27年10月8日木曜日、午前零時32分、119番通報により、吉川消防署の消防隊、特別救助隊、指揮隊、松伏消防署の消防隊など14台の車両が出動いたしました。

消防隊が現場到着したところ、火炎や大量の黒煙の上昇と爆発音を確認し、廃棄車両が広範囲に延焼拡大中でありました。現場の周囲は、鋼板で囲まれており、入り口も施錠されていたことから、敷地内への進入が困難で、消火活動に障害が生じた状況でありました。気象状況から延焼が南方向に拡大中でありましたことから、近隣町民の避難誘導を実施いたしましたところでございます。広範囲に延焼していたことや廃棄車両約40台が積み上げられていたことから、重機を使用して積み上げられていた廃棄車両を移動しながらの消火活動のため、鎮火までに時間を要し、午前5時42分に鎮火したものでございます。

次に、2番目の出火原因についてでございますが、警察と消防署による火災原因調査を実施いたしましたところ、出火箇所付近には火の気はなく、発火原因が特定できないことや物的証拠がないことから、出火原因は不明といたしましたところでございます。

次に、3番目の管内における同様な施設の状況についてでございますが、平成27年10月8日、松伏町築比地内で発生した自動車解体施設は、当消防組合に届け出などが提出されていない、実施把握ができていない施設でありました。このため、築比地地内を重点的に類似施設の実態把握や類似火災の発生を防止するため実態調査を実施しております。結果といたしましては、15件の類似した施設がございました。火気の取り扱い状況の確認や消防法令などに基づく指導、放火対策の指導を実施したところでございます。

なお、管内において実態把握ができていない施設などにつきましては、消防車両などにおいて管内を巡回する際に、実態を把握ができていない施設を確認した場合、消防法令などに基づく指導を実施し、実態把握に努めております。また、各関係機関と連携を密にし、相互で情報提供を交わしているところでございます。

実態把握の内容でございますが、建築物の確認、使用用途、危険物の取り扱いなど消防法令に基づく指導でありまして、他法令に関する指導は関係機関との兼ね合いもございますので、指導しておりません。

次に、4番目の消防法令に定める予防の効率的で確実な実施についてでございますが、当消防組合では、消防力の整備指針に基づく予防要員が不足しておりますので、効率や効果的な予防業務の運営を実施するため、建築物などの火災危険性や防火の取り組み状況に鑑み、消防法令などの遵守の状況が優良でない施設や万が一火災が発生した場合、被害が大きいと考えられる施設などを優先順位をつけ、計画的に立入検査を実施しております。

次に、消防庁で検討されている近隣消防本部との応援協定への考え方についてでございますが、総務省消防庁から連絡がございませんので、近隣消防本部との予防に関する応援協定の考え方につ



いて回答はできませんが、現在の予防の取り組みにつきましては、県内において消防法令に関する違反是正研修会や近隣消防本部と消防法令に関する研究会を実施しております。近隣消防本部と連携を密にして情報の共有化と予防業務の強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 何点かお聞きをしたいと思います。

当日は、零時32分に通報があって、現地に駆けつけて、最終的に消火されたのが5時40分ということで、5時間という長時間の消火活動ということだったのですけれども、近隣住民も避難誘導したりして、いろいろ大変だったというふうに思いますけれども、これは火災の原因となっているものが、消しづらいとか、そういった車が積み重なっていた等々お話をいただきましたけれども、水源については、特に問題はなかったのかという、ちょっと築比地も田舎のほうでございますので、そういった部分で、特に問題はなかったのかについて1点確認をしたいと思います。

また、もう一つは、今回の火災を契機に、築比地地内に重点的に回っていただいて、15カ所程度類似した施設があって、把握することができたというお話をいただきましたけれども、こういった消防のほうで把握されていない施設というのが、この限られた地域だけでも、これだけの数があったということは、管内全体で考えると相当数あるのではないかなというふうには思うのです。その中で、今の答弁の中で、やはりこういった予防活動の要員というのは、不足もしているのだというようなお話もありました。何か年がら年中というわけにはいかないのですけれども、時間とか、タイミングとかを取り計らって集中的にやる地域だとか、期間だとか、そういったものを計画的にやりながら、管内を塗り潰して把握に努めていくというようなことが、今後必要ではないかと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

あと、もう一点、先ほどのこういった指導等の取り組み状況の中で、やはり優先順位をつけてやっているというふうなお話でしたけれども、具体的にどういうことが優先順位ということになっているのかという説明をいただければと思います。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

戸井田勉予防課長。

○戸井田 勉予防課長 川上議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の水利についてでございますが、水利状況は、現場を中心に半径140メートル以内に2基の消火栓が設置されておりました。消防水利の基準から見ますと、水利設置状況は満たされている状況でございます。

2点目の管内全体を集中的に調査できないかということでございますが、現時点では考えておりません。しかし、把握のできていない防火対象物の調査も大切なことから、今後につきましても効

率的に日常業務に取り入れてまいりたいと考えております。

3点目の、どんなことを優先するかということでございますが、先ほども答弁したとおり防火の建築物の火災の危険性、それから消防法令の遵守の状況が優良でない施設、それから被害が大きいと考えられる施設などを優先的にやっております。このときに使用するのは、うちのほうで防火対象物システムというソフトがございまして、そこで入力されていると、基本的に優先順位の高いところが選び出されるというシステムになっております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 一応確認で済みません。今の優先順位の順番につきましては、システムがあって、いろいろな情報を入力していると自動的に優先順位の高いものが出てくるというお話はありましたけれども、例えば今回は築比地、田舎のほうで火災がありました。ただ、駅前の商業施設だとか、人がいっぱい集まるようなところだとか、具体的に言うと、そういう被害が大きいという意味合いは、そういうことと理解して、要するに人が集中するような場所に優先的に、現実的には予防活動等を行っているというふうを考えてよろしいのですか。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

戸井田勉予防課長。

○戸井田 勉予防課長 川上議員の再質問にお答えさせていただきます。

今言われている駅前とか、そういうのも含まれますが、国の基準で、ある程度の基準が決まっております。それに即してやらせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第2号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ことし最後の消防議会でございます。同時に、私ども吉川市議会から選出されている議員にとっては任期最後の質問でございます。質問しなければならないことは多々あるなということを感じておりますが、その中から優先的に質問をいたします。

歳末の慌ただしい中で、この15日、つい数日前に下内川では火事があって2人がお亡くなりになるという痛ましい事件でございました。お一人がやけどということでございました。常備消防、非常備の消防団、100人余りが深夜にわたって対応されたというふうに聞いております。

この中でも若干伺ってまいりたいと思っておりますけれども、まず冒頭では、大変ご苦労さまでした。心から感謝をし、同時に市民が大いに期待して見守っているということを、ぜひ認識をして、一層のご健闘を申し上げておきたいと思っております。

今回冒頭には、消防と消防団の水防活動について質問を掲げております。消防団と水防活動、あるいは吉川市が水防を取り仕切って、火災のときは消防本部が取り仕切っていると、そんな印象もあるわけですが、この辺の仕切り、連携、どうなっているのかということを含めて伺ってまいります。

9月9日と10日、中川が吉川の水位観測で氾濫危険水位を超えました。吉川の市議会でも質問を重ねておりますけれども、10月の初めに、この消防議会として春日部の外郭放水路を見学、視察をいたしました。そのときにちょうど中川の氾濫危険水位を超えた状況と関連しての説明がありました。

私も担当者とずっと話しながら、その模様を検証していたのですが、この国交省の担当者は、常総市鬼怒川の堤防決壊と重ね合わせる形で大変な危機意識を持ってお話をされたというのが印象に残って、それほど危なかったのかと、そんな感じがいたしました。この日、吉川の常備消防と消防団は、どんな取り組み、出動活動状況であったのか、ご報告をいただきたい。鬼怒川だけではなくて、中川の上流部も記録的な豪雨であったという話であります。もうちょっと集中的に降れば、吉川小学校周辺を含めて危ない、そんなことを担当者も言っておりました。

質問の最初は、国交省が河川の水位について、吉川を初めいろいろところで日常的に水位の測定をしています。この水位に基づいて氾濫注意ですよと、あるいは避難というものを考えてくださいよと、もう氾濫しそうですよと、氾濫危険水位、発生した場合は氾濫発生、今回は氾濫危険水位を28センチ超えたということでもありますけれども、氾濫危険水位情報が国交省から出されたと。吉川市では防災無線を連携した形で流したと、市役所の職員が広報もした。

火事の場合は消防が出ますけれども、水防のときは市役所が前に出るのかなと、この辺の連携、水防団は誰が事務を取り仕切っているのか、全体の責任はどういう形になっているのか、ちょっと曖昧な感じがしておりますが、その辺も伺っておきたい。各種の洪水予報にどう対応しているか、これから改めて警戒をしなければならないとお互いに認識をしたと思いますけれども、線状降水帯への備えというものをどんなふうに考えているか。

それから、連絡が来て、自治体は防災無線で、それを必要な判断を加えて、防災無線で住民に周知をするという責務も負っているわけですが、どんなふうを活用されて、この消防本部の議会でありますので、消防は防災無線をどんな使い方をしていますか。市役所と使い分けはどうしていますかということが一つの質問です。これまでどんなときに防災無線を活用しているか。

そして、吉川市が老朽庁舎で、いざというときに対応できないかもわからない。そのときは、ここが、文字どおり、この部屋が災害対策本部になるということで、連絡体制などがとれるような、若干の整備もしてありますというふうに報告を受けておりますが、防災無線は機能するのかどうか、防災無線が消防にあることはわかりますけれども、本庁舎との切りかえはどうなっているのか。いわゆる親子電話的な、親子の関係なのか、全く独立して、いざというときは、代替機能が果たせま

すよということなのか。代替機能が果たせないとすれば、対策本部は大丈夫ですということとは言えないだろうと、これまではそう言っていますけれども、実情はどうなっているかと。そうでなければ早急に取り組まなければならない課題だという指摘を含めて聞いておきます。

救急車との関連した質問であります。これは過日、札幌で消防の救急ということに関連して、東京の救急センターのお医者さんが発表されたと、お医者さんというか、医学博士の教授が発表したということをNHKが放送してありましたけれども、要は生と死、尊厳死など超高齢社会が、今我々現実のものとして迎えているわけでありましてけれども、終末にどう臨むのかということは大変大きなテーマでございます。がんの末期など、延命のための治療は望まないと、そういう選択をする人も数多いのであります。救急車に出動をお願いしながらも、救急車内でも急いで心肺蘇生をやらんでくださいと、そんな声も一部に出始めていると。これから、この問題にどう取り組むかということは、全国的な課題だろうというようなことを、広島消防本部の緩やかな基準なども紹介されながら報告をしたということだったように思います。

私も終末をどう迎えるかというようなこと、日常的に考えるような、そういう立場にもございませぬけれども、救急活動に際しての心肺蘇生の行為は、救急出動に際してどの程度あるのか、その件数、その疾患の内容、そして具体的な行為、救急救命士が独自に行っているもの、医師と連携しながらやっているもの、それらを区別しながらご説明いただければということでもあります。

吉川は7万人のまちですから、それほど多くの事例があるとは考えられませぬけれども、心肺蘇生がなければ死亡したと見られるような割合、どの程度だと感じていらっしゃるかと。これは消防白書かなんかでちらっと見たときは、全国平均では大体11%、心肺蘇生しなければ、つまり救急車内の対応を十分とったことによって命がつながった人が大体11%と推定されるというようなデータをちょっと読んだ感じがいたしますが、吉川ではどんなふうにとめていらっしゃるか。あるいは具体的にこういうような心肺蘇生を求めないような事例があったのか。この問題にどう向き合うのか、その必要性等についても伺っておきます。

また、いろいろなものが動いておりまして、道路交通法も改正されて、自転車は車両扱いになりました。高齢社会も加わって、自転車での事故、あるいはそれに伴う救出活動もふえているのではないかとこのように思います。自転車の救急出動、児童生徒、あるいは高齢者に絞って結構です。件数、内容。夕方の薄暮のころが全国的には一番多いように聞いておりますけれども、どんな状態なのか。警察、あるいは老人会や学校現場などを対象に、一緒に対策を講じられていることがあれば、若干伺っておきたいということでもあります。

歳末特別警戒について伺っておきます。師も走るという師走の慌ただしさ、そしてだんだん寒くなって火を使う、暖房をとる、そういうことがふえる時期でもありますので、ずっと以前から、歳末火災予防、あるいは歳末特別警戒、警察も消防も、あるいは消防団もと、そういう時期でございます。一般的に常備消防と消防団の違いは、なかなか普通の人にはわかるようでわからない部分も

あるのかなという感じがいたしております。常備消防と消防団、それぞれ別々に、この警戒、予防活動を行っているのかなと受けとめておりますけれども、事実関係をご説明いただきたい。この5年程度の実情や参加人員、あるいはその効果、またいわゆる特別警戒と春や秋に行われる火災予防週間等々の取り組みはどこか違いがあるのかどうか、伺っておきます。

歳末特別警戒の消防団の取り組みは、27日から29日だと、この問題の事前取材の中で確認ができました。そこで、ふと思ったのは、ちょうど3年前、もう3年になります。救急車の救命士が酔漢にぶん殴られるという事件がありました。ちょうど29日、歳末警戒が終わった日の深夜の出来事でありまして、しかもそのとき、救急車の出動の要請のもとになった、患者は、実は消防団の副団長、ナンバーツーだったということが、後ほどわかってまいりました。この消防団殴打事件、いろいろな利害関係の中で起きたかなと思っておりますが、この倒れた人も、実は消防団の最も大きな立場のお一人、文字どおりナンバーツーではわからないかと思っておりますけれども、消防団の団長を、13分団のうちのどこかの団長をかなり長くおやりになって、そしていわゆる吉川エリアの代表として、その全体の副団長、文字どおりのナンバーツーということで、いろいろな人の顔もわかっていたのではないのかなと。出動したときに、この救急の人たちも、それがわかっていたのか。場合によっては、消防の歳末警戒の法被か何か着ていたのかなと思ったりしました。

そういうことがなければ、それで結構であります。歳末警戒に参加をしながら、その歳末特別警戒の最終日に、こういう事態があると、全体の士気にも少しかかわりが出かねないと、そんな思いもありまして、事実関係を確認をして、今後の教訓にできるのであれば、しっかりと教訓に加えて、より市民にとって、あるいは消防団にとって、よりよい特別警戒活動、火災予防活動につなげてもらいたいと、そんな思いで、どこかで足を引いたり、プライバシーを暴露したりというような思いは毛頭ありません。事実関係は事実として表に出すことによって、むしろみんなの参考になって、すっきりした形で対処できるのではないかと、そういう思いで質問をしているということもつけ加えておきます。

その消防団でありますけれども、消防団員の経費使い込み事件ということが新聞にも掲載されました。その実情、警察と消防団の対応について伺っておきます。

とりあえず壇上からは以上であります。その水防の話と、とにかく消防団のいろいろな問題を再質問ではしたいと思っております。それは消防団は地域防災の今後核として、一層努めてもらわなければならないということで、消防団の活動に関する法律がちょうど2年前に制定されて、消防団をもっともっとクローズアップしなければならない、そんな思いであります。応援歌を奏でるつもりで質問しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○6番 伊藤正勝議員 失礼。自分では言ったつもりだったのですが、消防団員の経費の使い込み事件、これは新聞に載って、その事実関係、警察の処分、消防での対応ということで、質問をしてお

きます。

○堀越利雄議長 ただいまの伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 警防課長の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの伊藤議員のご質問に順次お答えしたいと思います。質問事項1点目の消防と消防団の水防活動についてでございますが、9月9日から9月10日における常備消防の取り組みにつきましては、気象情報や河川情報の情報収集を実施するとともに、使用資機材の増強や管内の冠水パトロールなどを実施いたしまして、緊急車両の通行不能道路などの情報共有を図り、また消防本部職員による待機体制を発令いたしまして、市町民からの119番通報に備えたものでございます。常備消防の119番通報などによる出動につきましては、延べ14件ございました。

常備消防の活動状況といたしましては、夜中の外が暗い時間帯は、道路などの冠水による出動が主なものでございましたが、外が明るくなってきた明け方からは、特に冠水被害が大きかった地区での孤立者をボートなどを活用しまして避難所まで搬送する活動を実施しております。

消防団の取り組みにつきましては、水防団といたしまして、吉川市消防団・松伏町消防団ともに全分団が出動しております。

消防団の出動につきましては、構成市町と消防本部及び消防団長において連絡調整をいたしまして、事前周知といたしまして、9月9日の16時の段階で、全分団に対して出動要請があった場合には即座に対応できるように連絡を実施しております。

吉川市の例で申し上げますと、吉川市水害対策班より吉川市消防団長へ午後6時40分に水防団自宅待機の要請がございまして、その後、吉川市水害対策班からの出動要請によりまして、消防本部を通じまして、消防団長命により、午後10時02分に全分団へ出動要請を行っております。

消防団の活動状況につきましては、吉川市消防団では管内のパトロールや冠水箇所での通行どめの対応、土のう積みなどの活動を実施いたしました。延べ141名が出動いたしまして、任務解除は翌10日の午前9時30分でございます。

松伏町消防団につきましては、同様に午後10時13分に全分団へ出動要請を行いまして、活動内容につきましては、冠水箇所での通行どめの対応、土のう作成、土のう積み、また常備消防と連携してボートを活用し、長宮地区での住民の避難誘導や各住宅への巡回を実施いたしました。延べ46名が出動いたしまして、任務解除は翌10日の午後3時でございます。

水防団と消防団の体制の違いにつきましては、水防団につきましては、吉川市が主体となりまして体制を整えております。その後、消防組合と情報共有や連携を図りまして、水防団長の指示のもとに消防団は活動している状況でございます。

消防団につきましては、消防組合が主体となりまして、体制を整えまして、吉川市、松伏町の構成市町と連携を図り、消防団長が指揮命令して全分団が活動しているという内容になっております。

次に、質問事項2点目の洪水予報に対する消防活動の基準についてお答えします。1番目の各種洪水予報にどう対応しているかにつきましては、吉川松伏消防組合警防規程に定められておりまして、洪水予報に限らず注意報、警報などの気象予報に際しましては、指令室から各課署へ一斉放送を行いまして情報共有を図り、119番通報などによる出動に備えている状況でございます。気象状況により、管内のパトロールや広報を実施する場合もございます。また、休日及び勤務時間帯につきましては、消防本部職員1班5名による待機体制がございまして、それぞれ待機基準が定められておりまして、気象につきましては、警報が発令された場合となっております。

2番目の線状降水への備えはについてお答えいたします。線状降水に限らず気象予報の備えといたしまして、消防本部につきましては、待機体制の施行、消防署につきましては、災害状況に迅速に対応するための資機材などの確認や増強を行いまして備えているものでございます。また、構成市町ともに情報共有を図り、水防団とも連携し、備えていきたいと考えております。

次に、質問事項3点目の防災無線の活用はについてお答えいたします。1番目の防災無線をどう活用しているのかについてでございますが、吉川市との間で結んでいる「防災行政無線局に係る運用協定」により、大規模な火災などの非常事態が発生したとき、または発生のおそれがあるときや、市役所の執務時間外や休日、祝日において光化学スモッグ警報など、人命、人体にかかわる事態が発生した場合に、吉川消防署に設置されている操作卓から防災行政無線を使用して放送を行うこととなっております。必要があれば放送を行う準備がございまして、平成27年度につきましては、気温35度以上観測した時点の熱中症予防について5件、光化学スモッグ警報1件を消防組合から放送を行っております。

2番目の吉川市役所が機能しない場合の防災無線の代替の備えについてでございますが、ご質問にございましたとおり、吉川市地域防災計画では、庁舎被災時において、庁舎内の災害対策本部の設置が不可能な場合には、吉川松伏消防組合消防本部にその機能を設けることとなっております。

防災行政無線の設備構成といたしましては、放送を制御し、屋外スピーカーにある子局に放送の信号を送り出す中枢機能を持つ親局が吉川市庁舎に設置されており、吉川消防署には防災行政無線の親局を遠隔操作するための操作卓と子局が設置されております。

したがいまして、災害時に防災行政無線の放送かできるか否かは、市庁舎にある親局の状態により異なってまいります。

市庁舎が被災した場合にありましても、親局そのものに損害がなく、電源が供給されていまして、消防署の遠隔操作卓から放送を行うことが可能です。しかし、市庁舎の……

〔「細かくはいいよ。要するに親子電話だということでしょう」と

言う人あり〕

○黒田信浩警防課長　そうですね。代替機能といたしまして、親局のバックアップが考えられると思いますが、こちらに関しては無線免許として許可されないことから、バックアップ装置は用意され

ていないという状況ではございます。

このようなことから、吉川市では登録制メールやツイッターなどによる方法により、情報伝達手段の重層化を図っていると聞いております。

なお、これまでの事例では、先般の豪雨災害に見舞われた常総市におきましては、臨時FM局を設け、情報発信を行っており、そうした対応も考えられると聞いております。

消防組合といたしましては、災害が発生し、防災無線機能が喪失した場合には車両にて管内の巡回広報を行うなど柔軟な対応を考えております。

次に、質問事項4点目と5点目の救急車内での心肺蘇生法について、救急出動の実情について申し上げます。1番目の救急救命活動に対し、心肺蘇生行為の必要はどの程度あるのか、件数、その疾患の内容、具体的行為の説明でございしますが、心肺蘇生行為の必要とされる心肺停止傷病者の件数につきましては、平成26年は救急総件数3,965件のうち98件、平成27年11月30日現在までの救急総件数3,497件のうち74件といった状況になっております。その疾患の内容につきましては、心疾患、脳疾患、外傷によるものといった、さまざまな疾患別の内容がございします。具体的行為といたしましては、人工呼吸と胸骨圧迫を主体とした心肺蘇生法や除細動、救急救命士が行える行為として気管挿管、食道閉鎖式チューブを使用した気道確保、乳酸リンゲル液を使用した静脈路確保、アドレナリンを使用した薬剤投与がございします。

2番目の心肺蘇生法がなければ死亡したと見られる割合、その件数でございしますが、心肺停止傷病者に対しまして、救急隊は救急救命処置を実施し、搬送を行うわけでございしますので、心肺蘇生法が行わなければ死亡したと見られる割合の件数は把握できておりませんが、心肺停止傷病者の病院収容後の1カ月後の予後調査におきまして、生存されているという報告が平成26年は5件、平成27年は11月30日現在まで2件が確認されております。

3番目の心肺蘇生を求めないとの要望は、これまであったのかどうかでございしますけれども、心肺蘇生の傷病者で救急搬送を行わないといったケースは、総務省消防庁「救急業務実施基準」に定められております、死亡者の取り扱いの中に「隊員は傷病者が明らかに死亡している場合又は、医師が死亡と判断ではいる場合はこれを搬送しないものとする」とあります。傷病者が明らかに死亡している場合とは、体に硬直が見られたり、死斑などが見られりといった、いわゆる社会死状態の傷病者でありまして、その他の心肺停止傷病者に関しましては病院搬送を行っております。社会死状態ではない傷病者の家族などから心肺蘇生を行わないでほしいという申し出がございしても、医療機関と連絡を図り、家族に状況を説明し、心肺蘇生法を行いまして病院搬送をしております。

4番目の、この問題に向き合う姿勢についてどう考えるのかですが、「尊厳死」というデリケートな問題であるため、当消防組合だけでなく、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会や国の動向など合わせて、広義的な検討を重ねていかなければならないと考えております。

次に、質問事項6点目の広島など全国数十の消防本部で「基準」を検討しているとされているが、



実情はでございますが、先ほどの尊厳死に関するご質問に対しましてのお答えとさせていただきます。

広島など全国数十の消防本部で基準を検討しているとされている実情ですが、埼玉県の担当部署に確認しましたところ、全国の消防本部でどのような実情であり、基準を設けているかの把握はできていないとのことでありました。

当消防組合の考えといたしましては、先ほども述べさせていただきましたが、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会や国の動向などを踏まえ、広義的に検討を重ねていかなければならないと考えております。

〔時間が限られているので、短縮して〕という人あり〕

○黒田信浩警防課長 次に、7点目の自転車事故での出動についてお答えいたします。

1番目の自転車事故での救急出動の実情についてでございますが、消防組合管内における平成26年の交通事故による救急出動件数につきましては382件でございます。そのうち自転車の関係する交通事故の件数につきましては136件ありまして、交通事故の件数35%を占めています。

平成27年1月1日から11月30日までの交通事故による救急出動件数につきましては320件、そのうち自転車の関係する交通事故件数は101件ございました。

2番目の特に児童生徒、高齢者の事故の件数、内容、対策はについてですが、年齢別に見ますと、7歳から17歳までの少年と呼ばれます交通事故件数につきましては46件、うち自転車の関係する交通事故の件数につきましては29件ございました。65歳以上の高齢者と呼ばれます交通事故の件数につきましては86件、うち自転車の関係する交通事故の件数につきましては47件ございました。

消防組合として把握できる内容といたしましては、傷病程度別で見ますと、全体では軽症が104件、中等症18件、重症が2件、死亡が1件、不搬送が11件ございまして、軽症が自転車の関係する事故の76%を占めております。

年齢別では、少年は軽症が26件、中等症が2件、不搬送が1件、高齢者では軽症が30件、中等症が11件、重症が1件、死亡が1件、不搬送が4件ございまして、年齢別で見ましても軽症が大半を占めております。

次に、質問事項8点目の歳末特別警戒についてでございますが、1番目の常備消防と消防団のそれぞれの取り組みにつきましては、常備消防は12月20日から12月31日までの間、夕方の時間帯に消防車両にて管内の防火巡回広報を実施しております。

消防団につきましては、吉川市消防団、松伏町消防団ともに12月27日から29日までの3日間で、夜7時から9時までの間、消防団車両にて管轄区域内の防火巡回広報を実施しております。

また、歳末特別警戒につきましては、当消防組合のみではなく、全国的にも事業が実施されているものでございます。

目的といたしましては、年末の慌ただしい時期に加えまして、季節柄、暖房器具などの火気を使

用する機会が多くなり、加えて空気が乾燥する時期でもありますことから、火災の発生の危険性が増大するため、消防車両による防火巡回広報によって、市町民の火災予防に対する注意喚起につながり、火災の発生を防止し、火災による財産の損失を防ぐことを目的として実施しているものでございます。

2番目に、この5年間ほどの実情、参加人員と効果につきましては、先ほど申しました日程で、防火巡回広報を毎年実施しているものでございます。

参加人員につきましては、常備消防につきましては、広報実施日の消防隊及び救助隊が防火巡回広報を実施しており、消防団につきましては、吉川市消防団、松伏町消防団ともに各分団5名程度が防火巡回広報を実施しております。

防火巡回広報実施3日間におきまして、吉川市消防団は延べ195人、松伏町消防団は延べ105人の参加人員がでございます。また、5年間で見ますと、吉川市消防団は延べ975人、松伏町消防団は延べ525人の参加でございます。消防団につきましては、特に年末の寒い時期に特別警戒に尽力いただき、感謝しているところでございます。

また、効果といたしまして、火災の総件数に占める歳末特別警戒中の火災件数の比率は、平成22年から平成26年までの5年間を見ますと、火災総件数254件で、そのうち建物火災89件でございます。師走の12月のみ限定いたしますと、火災総件数は26件で、そのうち建物火災は8件でございます。

さらに、歳末特別警戒期間中の12月20日から12月31日に絞り込みますと、火災総件数は5年間で12件であり、そのうち建物火災はゼロ件となっております。

歳末特別警戒期間中に、その他火災などは発生しておりますが、建物火災はゼロ件であるということに着目いたしますと、効果といたしましては、歳末特別警戒の巡回広報は、市町民の火災予防に対する注意喚起に大いに役立っているものと認識しております。

3番目の春や秋の火災予防週間等との違いにつきましては、春や秋の火災予防週間は、総務省消防庁が定める全国火災予防運動実施要綱に基づきまして毎年実施しております。

春の全国火災予防運動として、3月1日から3月7日までの1週間、秋の全国火災予防運動といたしましては、11月9日から11月15日までの1週間を火災予防運動週間といたしまして、歳末特別警戒と同様に常備消防・消防団ともに管内の防火巡回広報を実施し、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止し、火災による財産の損失を防ぐことを目的として実施しているものでございます。

4番目の、3年前の救急車殴打事件は、この歳末特別警戒の打ち上げの日に発生というご質問につきましては、消防団活動とは離れたプライベートな時間での出来事でありまして、誰と誰がどこで何をしていたかまでは把握いたしておりませんので、ご理解いただければと思います。

次に、9点目の消防団員の経費使い込み事件についてお答えいたします。本件につきましては、吉川市消防団員が所属する分団の消防団員22名の個人名義口座に振り込まれた、平成24年度分の消

防団員報酬や費用弁償115万円を横領した疑いによりまして、平成27年10月29日に逮捕されたものでございます。

なお、当該消防団員につきましては、現在の消防団活動につきましては休団扱いとなっております。階級につきましては団員となっております。

1番目のその実情についてでございますが、消防本部から消防団に対して支給している金銭につきましては、分団名義の口座への振り込みと、各個人への指定口座への振り込みの2通りで行っております。

分団名義の口座への振り込みにつきましては、消防団運営補助金がこれに当たるものでございまして、年間の分団活動経費に充てているものでございます。決算報告につきましては、各分団の会計担当者のもとに決算書を作成いたしまして、副団長の承認を受けまして、毎年4月に消防本部へ提出されるものとなっております。

個人の指定口座への振り込みにつきましては、消防団員報酬と費用弁償がこれに当たるものでございまして、年間の報酬と出勤手当となっております。今回問題となった横領の疑いは、こちらの金銭に関するものでございます。

逮捕に至るまでの経緯につきましては、平成26年3月下旬に、第1分団の消防団員が預金通帳を確認しましたところ、本来あるはずの残高の不足が判明し、消防本部へ報告があったものでございます。

その後消防本部から団長、副団長に報告を行いまして、あわせて当該消防団員は吉川市職員でありますことから、吉川市政策室との調整を図りながら対応を行ったものでございます。

また、平成26年5月26日に第1分団副分団長と警防課職員におきまして、吉川警察署を訪れ、個人報酬、費用弁償の使途不明金についての相談を行いました。事件化された後は、警察の捜査に委ねまして、平成27年10月29日に逮捕に至ったものでございます。

2番目の警察の処分につきましては、新聞報道にもございましたとおり、平成27年10月29日に横領の疑いで逮捕されまして、11月18日に証拠不十分による処分保留となり、釈放されておりますが、捜査は継続されていると警察より聞いております。

3番目の消防での対応についてでございますが、平成27年10月29日の逮捕に至るまでの間につきましては、第1分団の消防団員、副団長、警防課職員につきましても、吉川警察署に出向きまして、供述調書などの作成を行っております。また、資料の提供……

〔「その程度でいい」と言う人あり〕

○黒田信浩警防課長 わかりました。では、続けます。10月29日の逮捕を受けまして、消防組合議会議員の皆様を初め関係機関との連絡を実施いたしまして、あわせて吉川市役所と消防本部におきまして報道対応を行ったものでございます。

また、11月4日に団長・副団長によります臨時会議を実施し、11月6日に臨時の分団長以上会議

を実施いたしまして、各分団長へ経緯説明や分団活動経費の取り扱いの再徹底を促したものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 いやいや、ちょっと吉川市議会的な発想で質問をいっぱい入れておきましたが、質問と答弁を合わせてここは1時間なので、大変申しわけない。ですので少し急いでくださいと途中で申しました。基本的には全部大事なことだと思います。余り時間がないので、少し要望を含めて、とりわけ管理者を中心に伺っておきたいと思います。

私も消防議会4年間の総括としては、現場は一生懸命やっていると、そのことはよくわかるし、ありがたく思っておりますけれども、どこか管理体制、あるいは連絡体制、情報の共有、そういうものが足りないなど、総じて私は思うわけですから、市民の皆さんは、なお実情はわからないだろうと。冒頭で申し上げましたけれども、特に消防団と消防、常勤と非常勤の関係ですね、この実情や実態、そこで特に冒頭で質問した、この水防活動ですけれども、線状帯降雨なんていう初めての言葉も出てきました。異常気象の続く現在でありまして、やはり消防と水防はどうなっているのと、出動体制、管理体制、連絡体制、指示体制、管理、指揮系統ですね、そういうものをきちっと事務局を含めて仕分けが、やはり必要なのではないかなと。江戸川水防事務組合なんていうこともあります。私も属したことがありますけれども、水防事務組合には、消防はお客さんみたいな扱いで対応されていると。こういうものを、やはりこの機会にちょっと整理をしておいてもらいたい。要望を交えて、これはちょっと一言コメントいただきたい。

同時に、洪水予報、災害予報、熊谷なんかはどういう情報を提供するのか。そして、どういうふうに注意を喚起していくのか。そういうことで、きのうですか、住民代表を交えての自治体と警察の協定が行われた。これも一つの新しい事象ですけれども、洪水予報についてなどは、どういうふうになっているのだということを、やはり関係者を交えて、住民の代表もできたら交えて、それが住民にわかるように、あるいは防災マップを見れば、ぱっとわかるようになっておくべきだと思います。それでなければ機能しない。前回の9月9日、10日の事態でも、溢水を、要するに水があふれたりしていれば、大混乱したのではないかというふうに思っています。警戒や巡回広報、これも水防のときは、何か市役所が前に出て、消防のときは消防かなと思っておりますけれども、それでいいのかと、もっと連携プレー、消防団は、ではそのとき、本当に誰の指示で水防活動を行うことになるのか、この辺の整理をぜひしっかりお願いしておきたい。

それから、吉川市の庁舎が機能しない場合、ここが本部になるというのですけれども、防災無線も、今の話でもおわかりだと思いますけれども、実際親子電話のことだよね。つまり、例えばNHKなんかは、関東で大地震があったときに、その地震の結果、放送が機能しない、そういうことが

起こり得るかもわからない想定のもとに、大阪に全く同じ能力を持つ対応、つまり1カ所は潰されても大阪のところは機能する。吉川の場合は、やはりそのぐらいの機能を、この庁舎は持たないと本部機能が果たせないのではないかと。点検と同時に、私は至急、代替機能ができる、親子電話みたいな、ほぼ機能では、これはいろいろ説明もありましたけれども、いろいろな幸運がなければ大混乱をしかねない。至急対応をご検討いただきたいということでもあります。

心肺蘇生については、今後の課題として、ぜひ一つのテーマとして日常にご検討いただければと。

自転車事故については、ご説明があったように、子供たちや高齢者の事故は、やはり目立っているかなと。でも、これからはどんどんふえていくことになると思います。

救出活動の迅速、適正ということと同時に、基本的にそれらを検証しながら、どうやったら事故を減少させる、免れる、そういうことにつながっていくのか、現場から関係機関との話し合いをしながら、提起できるものは提起していくと、そういう連携が必要かなと思っております。

歳末特別警戒と消防団員の経費使い込み事件に関連して、やはりこの消防団というものが、冒頭申し上げていますように、これからの地域防災のかなめですと。あの東日本大震災で、消防団を中心に290の方が亡くなったと、自分たちのまちは自分たちが守っていくのだという、そういうとうとい気持ち、同時に消防体制を整備する、安全面からも要員の充足、転換、そして地域住民との連携、協力、そういうことから消防団というものを、全面的に見直しが認められているのだろうと思います。

歳末警戒も、本日新しい法律の、消防団は地域の人々と顔がつながっている、顔が見える関係が一番あるのではないかと、そういう位置づけになっているようでもありますけれども、必ずしも地域住民の人々が、自分のエリアの中での活動を中心としているわけですが、地域の人々にとって、消防団の人々の顔が必ずしも見えない。団としては、ある程度見えますけれども、誰が団員なのか。もっとそういうことを含めて、それでなければ避難所への誘導だとか、避難所でのリーダーシップだとか、そういう法律がうたうような地域防災のかなめに必ずしも団は引き上げられないかと、そんな感じで受けとめています。

消防団の加入促進についても、だから公務員の加入を促進しなさいよと、それを積極的に認めなさいよと、大学生、あるいは協力できる従業員、特定の技能を持った医療関係者、介護関係者、あるいは建設事業者、そういう企業にも、団体にも、消防団というものの門戸をどんどん開いてくださいよと。そういうことになっているのですが、その中でも今回の消防団の経費の使い込みは、たまたま公務員という、今説明もありましたけれども、残念で仕方がないのですけれども、このことについても消防団の拡充と地方公務員、そして残念ながら殴打事件があったということについても一言管理者の見解を伺っておきたい。

それで、もう時間がなくなって、管理者のほうは、少しぐらいオーバーしても許されると思いま

すので、あとちょっとだけ。管理者にお願いしておきたいのは、私が、この3年前の事件と関連して、吉川市消防団ナンバーツーが倒れてという、その文言を入れていたら、これを事務局は、この質問は許されない、カットしますということを私に明言をされた。結果的に、これは管理者のおかげかもわからないけれども、ここに載って、私はごく自然体で質問しておりますけれども、そういうことが日常茶飯に行われているのです。後で、また議案質疑でもちょっと重なりますけれども、管理者がかわって、何が変わったのだろうと。私は、吉川市議会の、以前の乱暴な運営を重ね合わせながら、消防は全く変わっていないなど。管理者が責任を持って、私の責任でしっかりやりますというようなお話も聞いたと思うのですけれども、この質問書の取り扱いを見ても何にも変わっていないというのが私の印象です。それらを含めて管理者のご答弁をいただければということです。よろしく申し上げます。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、伊藤議員の再質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目、まず消防団、水防団との連携についてであったと思いますけれども、水害対策班において消防長ともきちっと状況の意見交換を行いながら、その中で消防本部を通じまして、消防団長の命により全分団への出動要請を行ったところでございます。当然市の職員、消防、そして消防団、この3者が連携をして、今回も対応に当たったということでございまして、今後も、今回9月9日、10日の、あの大雨の教訓を生かして、さらに連携を深めてまいりたいと思っております。

続いて、防災無線についてでございますが、今後のデジタル化も踏まえまして、放送内容の精査も行っていく必要は議員ご提案のとおり必要かなと考えておりますが、防災無線で全てが救えるとは、議会でも答弁しましたが、私自身の全く考えておりません。さまざまところの首長からもお話には聞いておりまして、どのような内容を流していくかというのは非常に大事だと思っておりますので、そのあたりの精査を進めたいと思っておりますが、今回も4地区に、時間帯もありましたので、4自治会に絞りましたが、防災無線だけではなくて、自治会長さんや消防団を通じて、地域の高齢者の方たちには、お声がけをさせていただいたところがございますし、今後もさまざまなチャンネル、先ほどお答えしたとおり、ツイッターであり、SNSを使ったり、あるいは広報車を通すようなことにおいて情報をきちっと住民に伝えていきたいと思っておりますし、またこれも議会でも答弁させていただきましたが、近々に越谷のほうにFM局ができますので、そういったところとの連携も、今後視野に入れていきたいと思っております。

3点目、消防団の不祥事のことだったと思っておりますけれども、市の職員でありますから、私も記者会見で謝罪をしたところがございます。まず、市の首長としては、市民の信用を非常に損ねてしまったということは非常に責任を感じているところがございますし、また消防団の皆様にとっても、自分の仕事を置いてまで、命をかけて地域を守ろうとしている中で、そういう消防団員が一人でも

いるということは、また地域住民にとっても不安になるし、消防団の人たちも、自分たちのプライドが非常に傷つけられる事件であったのではないかなと思います。今後も警察に十分情報を提供する、捜査に全面的に協力することによって、二度とこういうことが起こらないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 もう時間がオーバーしたようですから、残念ですが、質問を終わらせてもらいます。

次に、4番、小林昭子議員の質問を許可します。

通告第3号、4番、小林昭子議員。

○4番 小林昭子議員 4番、小林昭子です。質問を2点ほどさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問事項としては、平成24年12月31日に発生した暴行事件についてに関連してのことでございます。

1点目として、平成24年12月31日に発生した救急救命士に対する暴行事件について、消防議会において質問が繰り返されました。今後このような問題が起きないように、問題発生時には個人の問題とせず、対応等はされてきていると思っておりますけれども、消防組合としての対応についてお聞きをしたいと思っております。

特に救急救命士さんが被害等に遭うような問題が発生したときに、個人の問題にしないということが、やはり私は大事なかと、この間感じました。そういう意味で、労働安全衛生法に関係する問題で、安全管理規程に基づく安全関係者会議、こういうふうなことも、こういう機構もあるようですけれども、そのようなものを今後設置するなどして第三者機関がきちんと指示系統一本のみではなく、第三者機関が中立的な立場で、しかも事実に基づいて、しっかりとした対応がしていただける、そういうものが現在どうなっているのか。もしそういうものがなければ、ぜひともこの消防組合としても検討して、設置していただきたいということを質問したいと思っております。

このような安全関係者会議を持つような安全管理規程、これが現在全ての消防関係に義務づけられているものではないようでございます。しかし、全国的にも消防関係、あるいは救急救命士を含む公務上のトラブル、危険、これはふえ続けているというデータも出されて、大変問題になっているさなかです。

こういう中で、今回、吉川松伏消防組合管轄内でも問題が発生してしまった状況です。私も公私にわたり救急救命士さん、救急車のお世話になった経験があります。例えば随分昔の話ですがけれども、私が高齢者の施設で働いていたとき、吉川にも幾つかありますけれども、やはり高齢者施設からの搬送というものも多くなっていると思っております。私が経験したときも、高齢者というのは、常に命と申しますか、そういうものと向き合うような生活の中で、しかしやはり救急で病院に行かなければならないような事態に直面したときには、本当にもう帰ってこれないのではないか、こういう

気持ちを持って搬送に臨むわけです。救急車が来たよ、帰ってこれないのではないかと、そういう言葉もかけて同乗したときもあります。

また、個人の家からは、救急車を呼んだ、早速来てもらうけれども、なかなか病院の受け入れ先が決まらない。家族の方が本当に切迫した状況の中、しかし車の中では病院との連絡に本当に奔走していただいている、そういう姿も見てきました。

また、現状では、自宅介護の中で、とりわけ認知症を患っている、そういう方は家族の方が救急車を呼んでも同意をしない。そういう中で救急救命士の方が、相手にけがを負わせてしまうのではないかと、こういうことを感じながらも、やはり家族の方の要望に応じて救急車で搬送していくという。本当にどれをとってみても、これからもふえるであろう、そして大変な確かなことであります。

そして、これは、こういう経験は私だけではなく、今も多くの市民の方が経験していることでもあると思います。ですから、今回の問題に関連しますけれども、このような大事な救急救命士さんが、もしかしたらないがしろにされたり、不当な扱いを受けたのかということになれば、市民への感情的な不信や、また不信を超えて、怒りは一気に広がる、こういう状況が私はあると思います。この議会におきましても、問題について十分に議論する、大変大事なことであります。

しかし、同時に、これがヒステリー状態になる、とりわけ政治の世界においても、ヒステリックな状況、ヒステリー状態をつくることは百害あって一利なし、そしてまた直接政治とは関係がないとはいえ、この種の問題についても同様な状況が生まれることは絶対に避けていかなければならないと思います。そういう意味で、私は、この議会の中で、きちんと状態や、納得できる対応が本当に求められている、大事なことだと思います。

管理者におかれましては、新しくなられて、そのような立場から改善も行ってきたという答弁をいただいておりますけれども、その上で先ほど申し上げました、この安全管理規程によります安全担当者会議、ここでは、その役割として公務災害の原因調査及び再発防止に関すること、これが内容に含まれておりまして、構成メンバーでは安全責任者、安全担当者のうちから所属長が指名した者、そのほかの職員から所属長が指名した者が構成メンバーとして指定をされております。

私は、こういう中に、必要に応じては弁護士や、あるいは労働関係、この専門の方、こういう方を入れまして、やはり今回のような直接けがをするなど、大変大きな問題につながる、こういう問題が発生したときには、直ちにこのような専門家を含んだ第三者機関に託して、そこでしっかりと、誰が聞いても納得のできる、そういう結論を導いていくような、そういう機関を、この消防議会の中に設置をしていく、こういうことか本当に必要ではないかと思っております。

この第三者委員会のような性格を持つものを、きちんと対応することによって、今回のような大変長引くような事態を避け、きちんと周知、処理をしていけるのではないかと思いますので、ぜひその点についてのご見解をよろしくお願いいたします。



2点目といたしまして、この長きにわたります問題について、この間、管理者が行ってきた、答弁にもございましたけれども、調査報告書、これを提出することも求めると同時に、この一連の問題についての今後の対応、見解をお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○堀越利雄議長 ただいまの4番、小林昭子議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成24年12月30日発生の暴行事件についてのうち1点目、今後このような問題が起きないように消防組合としての対応でございますが、平成27年3月、または7月議会で答弁をいたしましたとおり、消防組合におけます指揮命令系統や組織のマネジメントが確保されているということは、私自身が直接確認し、ご説明をさせていただいているところでございます。今後におきましても、このような問題が起きないように副管理者とともに誠実公正なる判断のもと、より一層、強固で迅速なる指揮命令系統を継続確保するものでございます。さらに、市町民の生命、身体、財産を守る職員がいかんなく職務に専念できるよう、今回も規定改正をさせていただきましたが、今後も議員のご意見を踏まえ、安全管理体制の確保や危険要因の排除などの取り組みをさらに継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目、調査報告書の提出の求め、今後の対応についてでございます。これも前議会までの答弁並びに1点目のご質問の中の答弁でいたしましたとおり、消防組合の指揮命令系統や組織のマネジメントが確保されているものであり、また強制的な命令がなかったことは、各議員を初め皆様に説明をし、本件は決着はなされているものと考えております。今後におきましても、安心・安全なまちづくりに向け、職員が十分に職務を発揮できる環境体制を整えていく考えでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

4番、小林昭子議員。

○4番 小林昭子議員 ありがとうございます。1点目については、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

2点目につきましては、調査報告書が、今までの答弁によって変えていきたいという変な言い方ですけども、答弁があるので、新たに調査報告書は提出する必要はないというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

そのように受け取っていただいて構わないと思っております。

〔「ありがとうございます。以上です」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○堀越利雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第6、第6号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第6号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本案につきましては、準用する「職員の分限処分に関する手続き及び効果に関する条例」におきまして、条例の題名が改正されたことから、当消防組合において制定すべき条例及び準用する吉川市条例の名称を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第6号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



**◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決**

○堀越利雄議長 日程第7、第7号議案 吉川松伏消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第7号議案 吉川松伏消防組合行政手続条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本案につきましては、「行政手続法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されたことに伴いまして改正するものでございます。

当行政手続条例の一部改正におきましても、当該法律の規定の趣旨にのっとり、施行されました法律の改正内容を踏まえ改正するものでございます。

なお、改正する内容につきましては、消防本部次長より説明をさせていただきます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 次に、地引二郎次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、第7号議案 吉川松伏消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。

改正する内容につきましては、法律の改正内容と同様に、大まかに3点ございます。

まず、1点目に、行政指導の方式につきまして、当消防組合におけます許可、許可の取り消し、制限する処分や指導をするときは、その根拠となる法令や理由を示さなければならない規定を追加するものでございます。

2点目に、当消防組合から法令に違反する行為を改めるよう指導を受けているものが、その処分や指導が法令の要件に合っていないと考えるときは、当消防組合に対し、中止を求めることができる規定を追加するものでございます。

3点目に、何人におきましても、法令に違反する事実を発見し、当消防組合が適切な処分や指導をしていないと考えるときは、当消防組合に申出書を提出し、違反者に対し、処分や指導を求めることができる規定を追加するものでございます。

以上で吉川松伏消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の改正内容の説明とさせていただきます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第7号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 吉川松伏消防組合行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



#### ◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第8、第8号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明をさせていただきます。

歳入及び歳出につきましては、予算現額17億3,012万3,000円に対しまして、収入済額17億1,143万6,179円で、支出済額16億7,049万1,686円でありましたことから、歳入歳出差引残額は4,094万4,493円となりまして、全額を平成27年度への繰越金とさせていただきますのでございます。

主な事業につきまして申し上げますと、1点目、大規模災害時において消防車両、消防庁舎の非常用発電機及び構成市町公用車などの燃料を確保するために危険物貯蔵倉庫を設置し、災害対応体制の強化を図りました。

2点目、車両整備事業で吉川署に配備されておりました救助工作車、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材を更新整備し、救急救助体制の充実強化を図りました。

3点目、消防団車両整備及び器具置場管理事業で、経年劣化した吉川市消防団第11分団車両及び松伏町消防団第3分団車両を更新整備するとともに、松伏町消防団第5分団機械器具置場の新築工事を実施し、地域防災の拠点となる各消防団の基盤強化を図ったものでございます。

以上が、平成26年度一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出をしております主要施策成果及び事業実績説明書をごらんいただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 次に、相川勘造会計管理者。

○相川勘造会計管理者 それでは、平成26年度吉川松伏消防組一般会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

別冊の決算書をごらんいただきたいと思います。9ページ、10ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも14億8,186万1,000円でございます。当消防組規約第14条に基づきまして、構成市町から常備分及び非常備分としてご負担をいただきました組合負担金でございまして、前年度対比では2%、2,931万円の増で、収入済額全体の86.6%の構成比でございました。負担金額は、右側にございます備考欄のとおりでございます。なお、構成市町における常備消防費の負担割合を申し上げますと、吉川市が63.85%、松伏町が36.15%でございました。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、予算現額31万9,000円に対しまして収入済額は89万4,240円で、当初の見込みより危険物に係る申請が多かったことから、予算現額に対しまして57万5,240円増の収入済額となっております。

次に、3款財産収入でございますが、収入済額3万1,531円で、前年度と比較いたしますと5,692円減の収入済額となっております。

次に、4款繰入金でございますが、収入済額1,087万4,000円で、救助工作車及び高規格救急自動車・高度救命処置用資機材更新整備に伴う組合債以外の財源として、消防施設整備基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、5款繰越金は、収入済額3,007万5,820円でした。

6款諸収入は、収入済額849万9,588円で、主な内容といたしましては、消防団員の退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金563万円、一般財団法人自治総合センターより地域防災組織助成事業として助成金100万円となっております。

次に、11ページ、12ページをお開きください。7款組合債は、収入済額1億7,920万円で、内容といたしましては、各種消防車両の更新整備や消防団器具置場などの施設整備の財源として借り入れし、充当したものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額17億3,012万3,000円に対しまして、調定額及び収入済額とも収入率98.9%の17億1,143万6,179円でした。収入済額の対前年度との比較は3.5%、6,137万559円

の減で、組合債の減と国庫支出金の皆減が主な要因となっております。

続きまして、歳出でございます。13ページ、14ページをお開きください。まず、1款議会費は、議会運営事業に要した費用でございます。支出済額は157万5,682円でございます。

次に、2款総務費は、当組合を管理する管理者等、公平委員会、監査委員の管理運営事業に要した費用で、支出済額59万2,046円でございます。

次に、3款消防費は、歳出における構成比が90%で、支出済額は15億378万7,840円でございます。

目別に申し上げますと、1日常備消防費は、支出済額11億9,887万220円で、消防費全体の79.7%を占めており、右側備考欄の消防職員給与費11億1,066万3,723円が歳出総額66.5%の構成比となっております。

15ページ、16ページをお開きください。備考欄中段の研修事業は、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校入校負担金や救急救命士養成負担金などに733万2,230円を支出しました。

次に、19ページ、20ページをお開きください。備考欄上段の少年消防クラブ運営事業は、毎月の活動を活性化させることを目的に、助成金を活用した軽可搬ポンプの購入やジュニア防災検定負担金などに132万5,812円を支出いたしました。

同備考欄中段の火災予防事務事業は、住宅用火災警報器設置促進を初め火災予防普及啓発活動として、管内に消防情報発信用カタログスタンドの設置や構成市町公用車へ啓発用マグネットシートの貼付などに56万2,371円を支出しました。

続いて、21ページ、22ページをお開きください。備考欄下段の応急手当て普及啓発事業は、普通救命講習修了証やAEDの使用法を指導するためのAEDトレーナー購入などに95万2,296円を支出しました。

以上が、常備消防費の主な支出内容となっております。

次に、23ページ、24ページをお開きください。2目消防施設費でございますが、支出済額2億226万4,893円でございます。

25ページ、26ページをお開きください。備考欄上段の庁舎維持管理事業は、先ほど管理者より主な事業で説明がございましたとおり、大規模災害時において燃料を確保するための危険物貯蔵倉庫の設置や空調設備の老朽化に伴い、維持費等を考慮したパッケージ型空調機器を消防本部2階事務室等の設置工事費などに4,626万7,293円を支出しました。

備考欄中段の車両整備事業におきましても説明がございましたが、救助工作車更新整備に1億2,474万円を、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材更新整備に3,123万3,600円を支出いたしました。

以上が、消防施設費の主な支出内容となっております。

次に、3目非常備消防費でございますが、支出済額が6,736万7,606円で、吉川市並びに松伏町消防団運営に係る団員報酬、災害出務などの費用弁償や補助金などが主な支出でございました。

29ページ、30ページをお開きください。4目非常備消防施設費でございますが、支出済額が3,528万5,121円で、吉川市並びに松伏町消防団におけます機械器具置場の修繕料や敷地借上料、消防団車両更新整備、機械器具置場新築、解体工事などに支出いたしました。

次に、4款公債費は、歳出における構成比の9.6%で、支出済額1億5,975万587円でございます。

31ページ、32ページをお開きください。次に、5款諸支出金でございますが、支出済額は478万5,531円で、前年度の常備消防費繰越金の一部と消防施設整備基金預金利子を当該基金に積み立てたものでございまして、平成26年度末におけます基金残高は2,557万9,282円となっております。

次に、6款予備費でございますが、当初予算額200万円のうち、消防議会会議録印刷製本費や危険物貯蔵施設建設費などに70万6,000円を充当したものでございます。

以上、歳出合計、予算現額17億3,012万3,000円に対しまして、支出済額16億7,049万1,686円で、執行率は96.6%でございました。支出済額の前年度との比較は4.1%、7,223万9,232円の減で、普通建設事業費の減が主な要因でございます。

以上で、平成26年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○堀越利雄議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀監査委員 監査委員を代表いたしまして、平成26年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

平成27年8月25日に五十嵐監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。平成26年度決算の概要を申し上げますと、歳入は前年度と比べて6,137万559円、3.5%減の17億1,143万6,179円で、予算現額に対する収入率は98.9%でございました。歳入のうちの86.6%が、吉川市と松伏町からの負担金でございました。

歳出は、前年度と比べ7,223万9,232円、4.1%減の16億7,049万1,686円で、予算現額に対する執行率は96.6%でございました。別に配付させていただいております決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきますと、平成26年度決算におきましては、当該年度における予算の方針のとおり、おおむね市町民の消防ニーズに対応した適正かつ効果的な予算執行及び事業運営が行われていたものと推測されるものでございました。内閣府におけます平成27年

11月の月例経済報告によりますと、「景気は、このところ一部に弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とのことですが、地方経済の景気回復には地域格差があり、依然として構成市町を取り巻く財政状況は厳しいものでございます。

このような中、異常気象などにより、これまで考えられなかった災害が全国各地で多発しており、地域住民の消防へ寄せる期待はますます高まっております。各種災害対応もさることながら、消防・地域が一体となり、未曾有の災害に備えるべく、住民への防災、応急手当てに対する知識及び技術の向上を図り、被害の低減や2次的被害の防止などの減災への取り組みの充実化を図っていただきたいと存じます。

また、老朽化した消防施設や車両資機材等の更新や維持補修に向け、多額の経費の支出が見込まれますことから、徹底した経費削減と消防施設整備基金を計画的に活用し、構成市町負担金の平準化を図るよう、適正な運用管理に努めていただくことを期待いたしまして、平成26年度決算審査における意見とさせていただきます。

○堀越利雄議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、川上力議員の質疑を許可いたします。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 8番議員の川上力です。議長の許可をいただきましたので、第8号議案につきまして1点質疑をさせていただきます。

歳入歳出決算書28ページの3款消防費、1項消防費、3目非常備消防費の中にございます、松伏町消防団運営事業1,439万6,839円について1点お伺いをいたします。11月22日の日に吉川市消防団、松伏町消防団の合同特別点検が行われまして参加をさせていただきました。その際、体育館の中で啓発劇が上演をされまして、非常にわかりやすく、ユーモアも交えた、完成度の高い内容だったというふうに感じた次第でございます。

当日、表彰等も受けた実績があるというようなこともご案内されておりましたけれども、平成26年度においてはどのような事業が行われていて、その際、ちょっと今回の決算書の中からは読み取れませんでしたけれども、どのような経費が、いろいろな準備もあると思うのですけれども、使われていたのか。また、そういった成果を踏まえて、今後どのような取り組みをしていきたいと考えているのか、ありましたら、ご答弁いただきたいと思えます。

○堀越利雄議長 8番、川上力議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 ただいまの川上議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度においては、どのような事業が行われていたのかにつきましては、女性消防団員の事業は、消防団の全体事業への参加に加えまして、女性消防団員の独自の事業といたしまして、救命講習会などにおける応急手当ての指導や、さきの消防団合同特別点検で実施いたしました、火災予



防啓発劇などの事業を行っております。

救命講習会などの指導につきましては、女性消防団員が住民への応急手当て指導を行っております。女性消防団員が採用された平成15年度から継続事業として実施しているものでございまして、女性消防団員のメインの活動となっております。

平成26年度の応急手当て指導の実績につきましては、松伏町消防団におきましては13件の実施でございました。

講習会などの指導におきましても、女性の持つソフトな一面によりまして、受講者に親しみやすい雰囲気が生じておりますので、応急手当ての必要性の普及に大いに貢献しているものであると認識しております。

また、啓発劇につきましては、平成24年度より事業を進めているところでございまして、火災予防や応急手当てを子供からお年寄りまでわかりやすく理解していただくため、劇の脚本や構成、紙芝居や衣装などの使用する小道具の全てを女性消防団員がみずから作製し、管内の幼稚園や保育園、老人介護施設などに出向きまして実施しているものでございます。

平成26年度の火災予防啓発劇の実績につきましては、松伏町消防団では7件ございました。また、平成26年度におきましては、「全国女性消防団員活性化ちば大会」に出場していただいております。

また、1度実施した幼稚園などからも、今年度も来てほしいとの要望がありますことから、好評を得ているものであると認識しております。

経費についてはどのようになっていたかにつきましては、消防団運営事業におきまして、11節需用費・消耗品費におきまして、啓発劇等機材といたしまして、年間5万円の予算措置がなされておりました。その予算の範囲内で衣装や小道具などを作製しているものでございます。また、9節旅費・費用弁償におきましては、幼稚園などで啓発劇を実施した際の費用弁償といたしまして、1回につき2,000円の予算措置がなされておりました。応急手当て指導につきましても、1回につき2,000円の予算措置がなされているものでございます。

次に、平成26年度の成果をどのように捉え、今後の取り組みを考えているのかにつきましては、平成26年度につきましては、松伏町消防団は千葉県で開催されました「全国女性消防団員活性化ちば大会」におきまして、全国の発表4消防団に選出されまして、メインステージで啓発劇を実施しております。その内容や演技は、発表団の中でも群を抜いており、大変好評であったとの評価をいただいております。

平成26年度の全国大会へ出場した実績によりまして、平成27年度は、埼玉県からの要請によりまして、9月にはさいたまスーパーアリーナで、さらに11月には羽生イオンモールで、メインステージでの啓発劇を実施いただいておりますことから、その活躍が広く認められているものであると認識しております。

松伏町消防団の女性消防団員は、現在13名で活動しているところでございます。土、日に限らず、

平日にも女性消防団員の派遣要請が数多くございます。限られた人数でも実施できる工夫された活動が行われているところであります。

今後につきましては、現在の活動を継続しながらも、新しい啓発劇の製作に取り組んでまいりたいと考えております。

また、女性消防団員の活動のみならず、消防団全体の活動についても広く市町民にアピールしていくとともに、消防団全体の充実、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

8番、川上力議員。

○8番 川上 力議員 再質疑ではございませんが、すばらしい取り組みなので、消防本部としても精いっぱい応援していただければということをし添えて質疑を終わります。

○堀越利雄議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質疑の前に、通告第2号、議案通告書2枚目、議会費についてのうち、質問の要旨2から4までの内容は議題外と認め、通告第2号、議案通告書1枚目及び2枚目、議会費についてのうち、1の質疑について許可いたします。

通告第2号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定に関連して質疑をいたします。

12ページ、歳入のところで質問いたしますが、歳出でもそういった状況です。常備消防施設整備事業の内容でございます。この3.11の東日本大震災を受けて、その教訓をもとに整備事業が全国的に展開をされているわけですが、今、会計管理者のほうからも説明がございました。金額的には理解をしております。救助工作車更新整備事業1億1,600万円余ということでもあります。

質問の内容は救助工作車更新整備、通信指令施設更新実施設計委託料、危険物貯蔵施設整備事業、それぞれについて、その内容、その効果、そして平成27年度、既に実績という形、予算執行という形で示されていると思いますけれども、平成27年度を含め、整備の状況や今後の方針ということで伺っておきます。非常備消防施設整備事業についても3点伺っておきます。吉川市消防団車両更新整備事業、松伏町消防団車両更新整備事業、松伏町消防団器具置場新築工事事業、年度を展望しながら、これらの更新整備が図られているとは理解しておりますが、消防団の使命、役割、そして求められる技術も少しずつ変わってきているのかなと。同時に、器材や車両も相当改善、改良が図られて、変わってきているのかなと思います。そこら辺を軸にご説明をいただければということでもあります。

9ページの雨量伝送装置受託事業についても、その内容や活用について伺っておきます。

議会費についても、その内容と内訳を伺っておきます。

以上です。

○堀越利雄議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、常備消防施設整備事業のうち、3点目の通信指令施設更新実施設計委託事業についてご説明申し上げます。まず、内容についてでございますが、消防指令システムは、災害対応の中核機構部門の役割を果たすものでございます。

出動指令や災害情報の支援など、災害時における総合的な機能を有するシステムの構成及びより効果的な通信指令施設を構築するために専門的な知識や技術を有し、他の消防本部での実績がある設計業者を選定し、業務委託したものでございます。

次に、その効果でございますが、施工時における品質の確保及び手続における公平、公正さの確立、コスト縮減などを踏まえ、組織規模に相応する高機能で最新の消防指令システムの設計がなされたものと考えております。

次に、今後の整備や充実はでございますが、現在その設計書をもとに、平成28年3月1日の運用開始に向け、整備を進めているところでございます。

新たな消防指令システムの導入により、的確で迅速な初動体制の確立、消防活動への支援強化とさらなる住民サービスの向上が図られるものでございます。

通信指令施設更新実施設計委託事業については以上でございます。

他のご質問につきましては、主管課長から答弁させていただきます。

○堀越利雄議長 地引二郎次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、4点目の危険物貯蔵施設整備事業の内容、その効果、今後の整備や充実についてでございますが、平成23年3月に発生しました、東日本大震災時において、燃料など物資の調達に大きな支障がありましたことから、その教訓を踏まえた取り組みといたしまして、吉川消防署敷地内に燃料を補完するための危険物貯蔵倉庫を設置いたしました。

倉庫には、ガソリンが800リッター、軽油が1,000リッター貯蔵されており、消防車両や消防庁舎の非常用発電機などがおおむね3日間稼働できる分を保管しておりますので、大規模災害発生時においても消防・救急体制を維持・確保することができます。なお、当該燃料につきましては、構成市町公用車分も含まれております。

今後におきましても、保管する燃料の維持管理を適切に行い、大規模災害発生時において、消防力を低下させることのないよう計画的な運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、一番下の雨量伝送装置受託事業についてご説明をいたします。埼玉県荒川右岸下水道事務所におきまして、台風や集中豪雨発生時に雨水の流入による下水道事故を未然に防ぐため、降雨量を把握しております。

当消防組合の庁舎屋上に雨量計が設置されており、伝送装置を通じてデータを埼玉県荒川右岸下

水道事務所に転送しております。

その伝送装置への電気の供給が必要なことから、消費電力相当費用を埼玉県荒川右岸下水道事務所から納付されているものでございます。

次に、議会費についてのうち、1点目の議会費の内容と内訳につきましてご説明させていただきます。お手数ですが、別冊、平成26年度主要施策成果及び事業実績説明書をごらんください。8ページをお開きください。消防組合議会議員9名分の議員報酬といたしまして115万8,574円の支出でございます。

続きまして、旅費の1万5,120円につきましては、平成26年10月8日に開催いたしました、消防組合議会視察研修に伴う食卓料でございます。

次に、需用費のうち議会費消耗器材費につきましては、議会閲覧用のテレビに接続するビデオコードの購入代金4,280円でございます。

会議録印刷製本費につきましては、消防組合議会定例会3回における会議録の印刷製本代金39万4,708円の支出でございます。

最後に、使用料及び賃借料3,000円につきましては、議会視察研修有料道路の費用となっております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 初めに、第8号議案、常備消防施設整備事業のうち1点目の救助工作車更新整備事業についてお答えいたします。

1番目の、その内容についてでございますが、平成6年12月から運用しておりました車両につきましては、20年が経過いたしまして、車両本体の性能及び積載救助資機材におきまして、経年によるふぐあいが発生している状態でございます。今後維持管理していく上で、車両修理費用や修理対応不能な資機材が発生するおそれがあることから更新整備をしたものでございます。平成26年1月31日に指名競争入札を行いまして、株式会社埼玉消防機械が落札し、平成26年12月1日に運用開始したものでございます。

2番目に、その効果についてでございますが、運用を開始してからの救助出動件数につきましては85件出動しております。内訳としまして、火災救助18件、交通救助27件、水難救助5件、建物閉じ込めなどによる救助11件、機械事故による救助1件、その他の救助23件でございます。更新いたしました救助工作車及び大型救助油圧器具など、さまざまな救助資機材を活用し、活動しております。水難救助活動では、新たに整備いたしました流水救助対応資機材を活用することにより、迅速な活動が実施されております。

3番目の今後の整備や充実についてでございますが、消防車両の更新計画に基づき今後における更新予定につきましてご説明いたします。平成28年度につきましては、消防ポンプ自動車1台、搬

送車1台、平成29年度につきましては、救急車1台、搬送車1台、平成31年度につきましては、救急車1台、以上が今後における更新計画でございます。計画に際しまして、経過年数を基準とし、それぞれの消防車両における使用の頻度、故障修理等の履歴、経年劣化の度合い、走行距離といった、さまざまな状況と吉川市、松伏町の財政状況を考慮して計画しているものでございます。

続きまして、常備消防施設整備事業のうち2点目の高規格救急自動車整備事業についてお答えいたします。1番目の、その内容についてでございますが、消防車両の更新計画をもとに吉川消防署南分署に配備し、運用している高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の老朽化に伴い、更新整備を行ったものです。

平成26年6月24日に指名競争入札を行い、埼玉トヨタ自動車が落札をし、平成26年12月25日より運用を開始しております。

2番目の、その効果についてでございますが、更新された高規格救急自動車につきましては、ストレッチャーの防振ベッドヘスウィングサポート機能の防振架台を積載したことにより、病院への搬送の際、従来の防振架台と比べて揺れを吸収し、加減速時の不快感を減らすことで、傷病者への負担が軽減するなどの効果が得られたと考えております。

また、総務省消防庁の定める高規格の救急自動車標準使用検討報告書をベースにし、患者室に高度救命処置用資機材を効率的に積載することができ、大きなスペースの確保など、より利便性の高いレイアウトとなっていることから、救急活動に際しまして、効率的に処置ができ、より質の高い救命処置を実施することが可能となり、救命率の向上につながると考えております。

3番目の今後の整備や充実はについてでございますが、先ほど救助工作車更新整備事業で答弁させていただきましたとおりの更新予定となっております。

続きまして、非常備消防施設整備事業についてお答えいたします。消防団車両更新整備事業について申し上げますと、吉川市消防団・松伏町消防団ともに同タイプの消防団車両を更新整備いたしましたものでございます。

内容については、可搬ポンプを積載し、さらにホースカーを積載した火災現場活動に特化した車両を配備させていただいたものでございます。

効果につきましては、消防団員の士気高揚と災害対応力の強化が図られたものと認識しております。

今後の整備や充実につきましては、消防団車両は火災現場活動のみならず、各種災害に対応できる消防団車両の整備も必要であると考えておりますので、救助用資機材などを積載した多機能型消防団車両の配備についても、地域の消防力のバランスなどを考慮しながら計画しているところでございます。

なお、両市町の消防団の車両更新整備事業の詳細について申し上げますと、吉川市消防団車両更新整備事業につきましては、吉川市消防団第11分団車両を更新整備したものでございます。契約金

額につきましては962万2,800円でございます。

松伏町消防団車両更新整備事業につきましては、松伏町消防団第3分団車両を更新整備したものでございます。金額については714万9,600円でございます。

次に、松伏町消防団器具置場新築工事事業につきましては、松伏町消防団第5分団機械器具置場を新築したものでございます。契約金額につきましては1,598万4,000円でございます。

内容につきましては、松伏町によりまして用地確保がなされ、旧大川戸分校跡地に移転をいたしまして、これまでの松伏町消防団の機械器具置場とは異なりまして、木造としたものでございます。

効果につきましては、これまで消防団員の詰所がなかったものから、2階に詰所を確保いたしましたので、消防団員の処遇改善や地域の災害拠点としての万全な体制が図られたものと認識しております。

今後の整備や充実につきましては、松伏町消防団については、第2分団の機械器具置場の建てかえが喫緊の課題となっておりますので、用地確保や財政面についても松伏町との調整を行いながら、機械器具置場の更新整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。再質問をいたします。

若干順不同になるかもわかりませんが、通信指令施設更新に関連して、一般質問でもちょっと触れましたが、通信指令とあわせて通信指令室の横というか、一体になっているのかな、消防の防災無線室があります。防災無線の改良、更新みたいなことは並行して検討されたのか、あるいは近く検討されるのか、きちんとした取り組みが必要だと、改めて指摘をさせていただきます。必ずしも重要だと思っていないと、ほかにいろいろなことがあると。こういうような、それはそれで一つの側面でありまして、やられることは、きちんとやっておくと、これが危機管理の要諦であろうというふうに思います。

そして、危険物貯蔵施設整備事業、非常用電源が3日間賄える、公用車分のガソリン等も一応配慮して、十分な貯蔵が行えるようにしたということではありますが、今まではどうなっていたのか、どの程度改善が図られるのかと。若干充実の度合いをはかる意味で比較考慮した説明をしていただきたい。

それから、雨量伝送装置、雨が下水道に流れ込んで危険な状況にあるということであれば、これは全市内的、あるいは全河川について、そういうことが必要なのだらうと思いますけれども、どの程度の量になっているのか。

それから、荒川右岸云々という相手方の送付先等の説明があったと思いますけれども、そのほかの河川等の関係はどうなっているのか、あわせて伺っておきます。

救助工作車や高規格救急自動車整備更新によって具体的に能力がアップし、そして機能を発揮しているというふうに理解をいたしました。一層の活用というものを期待しております。

議会費については、議会費に関連して、どんなふうに議会が運営されているのかなという議長の権限でカットされた質問が、私は引き出すために、これを入れたということであります。質問はいたしませんけれども、例えば議会、普通の消防本部であれば、一つの行政体の中で処理をされているわけですから理解できますけれども、一部事務組合という複雑な関係の中で、より丁寧な連携なり、情報の共有なり、管理運営というのが求められているのだろうというふうに思っています。

先ほど一般質問の最後にも申し上げましたけれども、市長は、管理責任は全て私にありますと、全責任を持って透明で公正で適正な管理をこれから進めていきますということは何度も伺いまして、一般質問の一部を、議会事務局の立場にある職員が、私の自宅に来たり、あるいは私が呼び出された形で、議長以下とも話をして取り消し、あるいは権限として、それは認められないというようなやりとりもありました。

どのようになっているのだろうと、議会事務局の機能、権能、そしてその指揮監督、それは管理者なのか、消防長なのか、担当者の説明では、我々は議長に属していて、全然管理者や長とは相談していないみたいな話もありましたけれども、そんな運営があるのかなと。管理者が、それを理解していないようなことであれば、連絡もいっていない、それでどの時点で管理者は、全責任を持つというからには、しっかり部下を掌握して、組織を掌握して、どこから来ても問題ないのだと、それだけの自覚がなければ責任なんかとりようがない。言葉だけが走っているような感じで、結果的には、この1年たって、新しい管理者ができて、一体何が変わったのかなと、そういう思いをさせられたということだけを申し上げておきます。

今後そういうことが続くようであれば、管理者が軽んじられていることになる。一事が万事だと思います。一事が万事。そういうこともできないようであれば、ほかのことができるはずがない。そのことを申し上げて、トータルとしての管理者の見解、そしてこのことについては、これが最後の議会でありますので、4年間いろいろ申し上げてきましたけれども、本当に現場はよくやっている、すばらしい職員や団員たちも大勢いると、私も改めて実感として受けとめました。しかし、一部事務組合というのは、やはりどこか組織として、何かたがが緩んでいるというよりは、運営は難しい。そのことをしっかり認識してやらないと、言葉としては責任を持つとか、しっかりやるということだけが飛んでいくことになりかねないというふうに懸念もしております。

3月、大変お忙しい中、4年間継続して消防議会に務めさせていただいて、ある程度見えてきました。しかし、本当に大災害、地震や水害、いろいろなものに向き合うには、まだまだ組織としてたがを締め、見直さなくてはならぬことがいっぱいあるというふうに思います。どうかこれから現状に甘んずることなく、今やっていること、それについては皆さん評価していると思います。けれども、何かあったときに混乱して申しわけなかったというふうなことを言ってもらいたくない。

きっちりできる体制を日々重ねて、全国に誇れる消防団に、あるいは消防組織になっていただきたい、そんなつもりで質問を重ねてまいりました。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○堀越利雄議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員の再質問についてお答えします。

最初に質問がございました、通信指令施設更新実施設計委託事業の関連でございますが、防災行政無線の設備の維持管理につきましては、構成市町でございます吉川市、松伏町が、それぞれ所管をしております、更新整備につきましては、それぞれ構成市町が検討されていることと伺っております。既にデジタル化の更新につきましても整備が進められていると伺っております。

以上です。

○堀越利雄議長 続きまして、地引二郎次長。

○地引二郎次長兼総務課長 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、燃料庫につきましては、現在につきましては、おおむね3日間稼働できる分を保管しておりますが、今までにつきましては、吉川市石油組合という組合がございまして、こちらとの締結をしております、災害時には優先的に消防に燃料をいただけるというふうに契約しております。

次に、雨量伝送装置の再質問でございますが、荒川右岸下水道事務所のほうに問い合わせたところ、吉川市の雨量が、どれだけ降ったか、それを知りたいということで、それでうちの消防組合の雨量計から伝送装置を使いまして、荒川右岸下水道事務所のほうに伝送してございます。また、その他の河川については、こちら消防組合では把握しておりません。

以上でございます。

○堀越利雄議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 平成26年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。





◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第9、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,785万5,000円を増額し、予算の総額を19億5,177万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど承認を賜りました、平成26年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましても、決算による繰越金を常備消防費分及び非常備消防費分を算出し、構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

次に、債務負担行為の主な内容でございますが、平成10年から松伏署に配備してございます消防ポンプ自動車を平成28年度中に更新し、運用させていただくため、更新整備期間等を踏まえ、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○堀越利雄議長 次に、酒井誠消防長。

○酒井 誠消防長 それでは、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。歳入の1款吉川市負担金でございますが、吉川市第10分団器具置場の水道管新設工事に要する費用として181万1,000円を増額するものでございます。

次に、6款前年度会計繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました、平成26年度決算におきまして歳入歳出差引残額4,094万4,000円が生じたので、平成27年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた3,594万4,000円を増額するものでございます。

次に、9款一般寄附金でございますが、東彩ガス株式会社様より、消防力の向上に役立てていただきたいとの寄附の申し出があり、10万円を受納するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出の3款、説明欄上段の財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました繰越金のうち常備消防負担金に係る清算金として吉川市に1,434万6,000円、松伏町に812万2,000円の計2,246万8,000円を常備消防費償還金としてそれぞれ

れ償還するものでございます。

次に、応急手当て普及啓発事業でございますが、歳入で申し上げました、消防力の向上に役立てていただきたいとの寄附者の意向を踏まえ、心肺蘇生法訓練用ダミー人形等を購入し、救急講習などで活用するため、備品購入費として10万円を計上するものでございます。

次に、吉川市消防団運営事業でございますが、常備消防費償還金と同様に繰越金のうち吉川市消防団分の非常備消防費償還金760万4,000円を吉川市に償還するものでございます。次の松伏町消防団運営事業につきましても、松伏町消防団分の非常備消防費償還金587万2,000円を松伏町に償還するものでございます。

次に、吉川市消防団器具置場維持管理事業でございますが、第10分団器具置場と本管を結ぶ水道管が、民地内に埋設されていることが判明しましたことから、土地所有者と協議し、別ルートで新たに水道管を布設するための工事費として181万1,000円を計上するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、まず1点目の水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業でございますが、松伏署に配備の消防ポンプ自動車が導入から17年が経過しており、車両本体の性能並びに車両積載資機材について、経年劣化による修繕箇所が顕在化されており、今後の運用面や維持費など総合的に勘案し、災害対応に万全を期するよう更新整備をするものでございます。平成28年度中に更新、運用させていただくため、当該車両の更新整備期間等を踏まえ、追加するものでございます。

次に、2点目及び3点目の防火危険物施設管理システム賃貸借及び保守点検委託事業でございますが、当該管理システムは平成12年度に導入し、管内の防火対象物及び危険物施設における各種消防設備や危険物情報などをデータベース化することにより、当該施設を管理し、予防・消防行政に反映させているところでございます。しかしながら、現行システムも導入後15年の経過により旧式化しており、消防関係法令の改正等にシステムの対応ができない状況にありますことから、新たな管理システムを平成27年度中に導入し、平成28年度より運用するため追加するものでございます。

次に、4点目の消防救急通信指令施設保守管理業務委託事業でございますが、119番通報を初め災害発生の情報収集や発信の中核を担う通信指令施設の保守契約でございます。通信指令機能を維持保全するため、24時間365日オンコールで対応するサポート体制が必要不可欠なものであり、継続した契約が必要なため、追加するものでございます。

次に、5点目の電気保安保守業務委託事業でございますが、平成27年度末に契約が満了となり、通信指令施設同様、消防庁舎機能を維持するため、追加するものでございます。

次に、6点目のパソコン賃貸借事業でございますが、消防本部及び各署の業務用パソコン63台のうち37台は単年度で複数業者と再リース契約を継続しているところでございますが、基本的なソフトウェアの更新や一括契約による安価な契約が期待できることから追加するものでございます。

次に、7点目及び8点目の財務会計システム賃貸借及び保守点検委託事業でございますが、現行

の財務会計システムが旧式化しており、バージョンアップ等の必要があり、また平成27年度末に契約が満了となりますことから追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。



#### ◎議員提出第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第10、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3番、中村喜一議員。

○3番 中村喜一議員 それでは、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

今回提案の会議規則の一部改正は、議会会議の欠席に関する規定において、出産に伴う議会の欠席に関する事項を明文化するものであり、男女共同参画社会を考慮し、議会活動を促進するための環境整備を進めるものであります。

また、吉川市議会及び松伏町議会において、既に同様の改正がなされているものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより議員提出第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに決しました。



#### ◎閉会の宣告

○堀越利雄議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

閉会 午後 零時37分